

京都市補装具業者登録基準

京都市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売、貸与又は修理を行う事業者（以下「補装具業者という。」）の登録については、次に掲げる必要な設備及び体制を有していることを条件とする。

1 全種目共通事項

- (1) 1年以上の営業実績を有すること。
- (2) 適切なアフターサービスが期待できること。
- (3) 京都市長との間で補装具費の代理受領に係る契約をすることが可能なこと。
- (4) 補装具の販売（製作）及び修理（改修含む）について、早急に対応できる体制が整えられていること。
- (5) 現に契約を希望する補装具種目の取扱いがあり、適切な人材を有していること。
なお、一部の種目については、別表に定める要件を満たしていること。また、義肢・装具に係る補装具費事務取扱要領に定める作成及び修理に必要な施設、機械設備等を有することが望ましい。

2 その他の事項

支店等を有する場合は、本店が既に登録済であれば、新たに支店毎に登録する必要はないものとする。

ただし、この場合本店が全責任を負うものとし、見積り及び請求行為等は、本店名で行うことを条件とする。

従って、支店毎に公費負担額の支払いを希望する場合は、一支店を一補装具業者として取扱うこととするため、登録が必要となる。

3 適用時期等

この登録基準については、令和7年4月1日から適用することとする。

委託種目	骨格構造義肢、殻構造義肢、装具 ※販売、修理に限る																												
従業員数	技術職員 2 名以上・事務職員 1 名以上																												
技術職員の資格等	① 義肢・装具士資格保有者、厚生労働省の義肢装具技能検定試験の 1 級合格者 1 名、又は、国立リハビリテーションセンター骨格構造技術者講習会受講完了者（殻構造義肢・装具の場合は日本義肢装具研究会技術講習会受講完了者） ② 上記①の資格はないが実技経験 3 年以上の経験を有する者 技術職員のうち 1 名以上は、必ず義肢装具士法第七条に規定する義肢装具士免許証の交付を受けた義肢装具士を配置すること。																												
施設	<table><tr><td>室 名 等</td><td>面 積</td><td>備 考</td></tr><tr><td>事 務 所</td><td>16.5 m²</td><td>受付・一般事務・待合室</td></tr><tr><td>採 型 室</td><td>16.5 m²</td><td>測定・仮合せ・試歩行</td></tr><tr><td>工 作 室 ギプス作業室 機械室 一般組立室 倉庫</td><td>9.9 m² 9.9 m² 19.8 m² 9.9 m²</td><td>型流し・陽性モデル修正等 集塵設備 作業台 2 台 材料保管庫</td></tr></table>			室 名 等	面 積	備 考	事 務 所	16.5 m ²	受付・一般事務・待合室	採 型 室	16.5 m ²	測定・仮合せ・試歩行	工 作 室 ギプス作業室 機械室 一般組立室 倉庫	9.9 m ² 9.9 m ² 19.8 m ² 9.9 m ²	型流し・陽性モデル修正等 集塵設備 作業台 2 台 材料保管庫														
室 名 等	面 積	備 考																											
事 務 所	16.5 m ²	受付・一般事務・待合室																											
採 型 室	16.5 m ²	測定・仮合せ・試歩行																											
工 作 室 ギプス作業室 機械室 一般組立室 倉庫	9.9 m ² 9.9 m ² 19.8 m ² 9.9 m ²	型流し・陽性モデル修正等 集塵設備 作業台 2 台 材料保管庫																											
機械設備等	◇ 機 械 ◇ <table><tr><td>名 称</td><td>名 称</td></tr><tr><td>カービングマシン</td><td>電気ドリル</td></tr><tr><td>復元器※ 3</td><td>パイプカッター</td></tr><tr><td>真空ポンプ一色</td><td>万力</td></tr><tr><td>コンターマシン (木工・金属兼用)</td><td>ミシン（特殊ミシン）</td></tr><tr><td>真空成型機</td><td>八方ミシン</td></tr><tr><td>集塵器</td><td>ゴニオメーター</td></tr><tr><td>ボール盤※ 1</td><td>内周計</td></tr><tr><td>グラインダー(研磨)</td><td>カップリング※ 3</td></tr><tr><td>バフグラインダー※ 3</td><td>水平器</td></tr><tr><td></td><td>ヒートガン</td></tr><tr><td></td><td>電気オープン※ 2</td></tr><tr><td></td><td>その他必要と認める工具</td></tr></table> 数量は最低各 1 とし、従業員規模に応じた機械を整備すること。 ※ 1 装具の場合は、ハンドドリルでも可 ※ 2 装具の場合は、ガスバーナーでも可。 ※ 3 殻構造義肢の場合			名 称	名 称	カービングマシン	電気ドリル	復元器※ 3	パイプカッター	真空ポンプ一色	万力	コンターマシン (木工・金属兼用)	ミシン（特殊ミシン）	真空成型機	八方ミシン	集塵器	ゴニオメーター	ボール盤※ 1	内周計	グラインダー(研磨)	カップリング※ 3	バフグラインダー※ 3	水平器		ヒートガン		電気オープン※ 2		その他必要と認める工具
名 称	名 称																												
カービングマシン	電気ドリル																												
復元器※ 3	パイプカッター																												
真空ポンプ一色	万力																												
コンターマシン (木工・金属兼用)	ミシン（特殊ミシン）																												
真空成型機	八方ミシン																												
集塵器	ゴニオメーター																												
ボール盤※ 1	内周計																												
グラインダー(研磨)	カップリング※ 3																												
バフグラインダー※ 3	水平器																												
	ヒートガン																												
	電気オープン※ 2																												
	その他必要と認める工具																												

委託種目	座位保持椅子・姿勢保持装置 ※販売、修理に限る															
従業員数	技術職員 2 名以上・事務職員 1 名以上															
技術職員の資格等	・実技経験 3 年以上の経験を有する者 ・技術職員のうち 1 名は原則として義肢装具士を配置することとする。ただし、義肢装具士が配置できない場合にあっては、技術職員にシーティングエンジニア養成講習をさせ、シーティングエンジニア資格の取得に努めることとし、本市の求めに応じてシーティングエンジニア養成講習等の実績報告を行うこと。															
施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室 名 等</th><th>備 考</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事 務 所</td><td>受付・一般事務・待合室</td><td rowspan="2">事務所と工作室を合わせて 19.8 m²以上</td></tr> <tr> <td>工 作 室 一般組立室 倉庫</td><td>作業台 材料保管庫</td></tr> </tbody> </table>			室 名 等	備 考	面 積	事 務 所	受付・一般事務・待合室	事務所と工作室を合わせて 19.8 m ² 以上	工 作 室 一般組立室 倉庫	作業台 材料保管庫					
室 名 等	備 考	面 積														
事 務 所	受付・一般事務・待合室	事務所と工作室を合わせて 19.8 m ² 以上														
工 作 室 一般組立室 倉庫	作業台 材料保管庫															
機械設備等	◇ 機 械 ◇ <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ボール盤</td></tr> <tr><td>エアーコンプレッサー</td></tr> <tr><td>ジグソー</td></tr> </tbody> </table> ◇ 工具器具 ◇ <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>電気ドリル</td></tr> <tr><td>万力</td></tr> <tr><td>ハンドリベッター</td></tr> <tr><td>トルクレンチ</td></tr> <tr><td>ミシン</td></tr> <tr><td>パイプカッター</td></tr> <tr><td>ノギス</td></tr> <tr><td>その他必要と認める工具</td></tr> </tbody> </table> 数量は最低各 1 とし、従業員規模に応じた機械を整備すること。			名 称	ボール盤	エアーコンプレッサー	ジグソー	名 称	電気ドリル	万力	ハンドリベッター	トルクレンチ	ミシン	パイプカッター	ノギス	その他必要と認める工具
名 称																
ボール盤																
エアーコンプレッサー																
ジグソー																
名 称																
電気ドリル																
万力																
ハンドリベッター																
トルクレンチ																
ミシン																
パイプカッター																
ノギス																
その他必要と認める工具																

委託種目	眼鏡
技術職員の資格等	下記のいずれかに該当し、実務経験 1 年以上の者、又は、京都府が適当と認める講習会等を受講した実務経験 3 年以上の者 ① 眼鏡専門学校卒業者 ② （社団）日本眼鏡技術者協会の試験合格者 ③ 旧日本眼鏡技術振興会認定眼鏡調整士 ④ 大阪眼衛生協会認定眼鏡士

委託種目	補聴器
技術職員の資格等	財団法人テクノエイド協会が行う「認定補聴器技能者試験」に合格した認定補聴器技能者を配置すること。

委託種目	車椅子（オーダー、モジュラー、レディ）・電動車椅子							
従業員数	技術職員（＝メーカー等の講習会を受講し、採寸・修理ができる者）1 名以上 常駐従業員 1 名以上							
機械設備 基準等	◇ 機 械 ◇ <table><tr><th>名 称</th></tr><tr><td>ボール盤</td></tr><tr><td>グラインダー（研磨）</td></tr></table> ◇ 工具器具 ◇ <table><tr><th>名 称</th></tr><tr><td>電気ドリル</td></tr><tr><td>万力</td></tr><tr><td>その他必要と認める工具</td></tr></table> 数量は最低各 1 とし、従業員規模に応じた機械を整備すること。	名 称	ボール盤	グラインダー（研磨）	名 称	電気ドリル	万力	その他必要と認める工具
名 称								
ボール盤								
グラインダー（研磨）								
名 称								
電気ドリル								
万力								
その他必要と認める工具								

委託種目	骨格構造（モジュラー）義肢、殻構造義肢、装具、座位保持椅子・座位保持装置、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 ※貸与に限る
従業員数	上記販売、修理に係る登録基準内の各委託種目別事項の従業員数に準ずる。
施設及び設備面	上記販売、修理に係る登録基準内の各委託種目別事項の施設面及び設備面の基準を満たしたうえで、以下の基準を満たすこと 1 清潔が保たれており、かつ、既に消毒又は補修がなされている補装具とそれ以外の補装具を区分することが可能な保管場所があること。 ※施設（事務所等）の平面図にて保管場所が確認できるよう記載すること 2 取り扱う補装具の種類及び材質等からみて、適切な消毒効果を有する消毒のために必要な器材を有していること。 ※保管又は消毒を委託等により他の事業所に行わせることはできますが、その際は委託契約書の写し等を提出すること